

通所リハビリテーション利用料案内

●基本利用料金

	6～7時間	5～6時間	4～5時間
要介護1	679 円	586 円	517 円
要介護2	811 円	700 円	606 円
要介護3	940 円	813 円	693 円
要介護4	1,095 円	946 円	805 円
要介護5	1,246 円	1,078 円	916 円

●加算料金(利用された場合に上記の金額に加算)

1	リハビリテーション提供体制加算 4時間以上5時間未満 5時間以上6時間未満 6時間以上7時間未満	17 円/日 21 円/日 25 円/日
2	入浴介助加算	51 円/日
3	リハビリテーションマネジメント加算 I リハビリテーションマネジメント加算 II 同意日の属する月から6月以内 同意日の属する月から6月超	336 円/月 865 円/月 539 円/月
4	短期集中個別リハビリテーション実施加算	112 円/日
5	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	244 円/日 1,953円/月
6	生活行為向上リハビリテーション実施加算 利用開始日の属する月から3月以内 利用開始日の属する月から3月超6月以内 生活行為リハビリテーションの実施後に リハビリテーションを継続した場合 対象月から6月以内 減算	2,034円/月 1,017円/月 ▲所定単位数の1.5%
7	栄養改善加算	153 円/回
8	口腔機能向上加算	153 円/回
9	重度療養管理加算(要介護3・4・5に限る)	102 円/日
10	中重度者ケア体制加算	21 円/日
11	事業所が送迎を行わない場合 減算	▲48円/片道
12	サービス提供体制強化加算 サービス提供体制強化加算 I 1 サービス提供体制強化加算 I 2 サービス提供体制強化加算 II	19 円/回 13 円/回 7 円/回
13	介護職員処遇改善加算 II	介護保険一部負担額 の3.4%

●その他の料金

食 費	570 円
-----	-------

※ 基本利用料金及び加算料金については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が1割の場合の金額を表示しています。

※ 介護保険制度の関係上、点数から円に換算する際、金額に多少の前後が生じますのでご了承下さい。

●備 考

営 業 日 : 月曜日 ～ 土曜日 (12月31日～1月3日を除く)

営 業 時 間 : 9:30 ～ 16:00

お支払い方法 : 毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までに
通所利用時にお持ちいただくか、施設事務所にてお支払い下さい。

老人保健施設 カノーブス姫路
通所リハビリテーション
(TEL)079-252-7111

1 リハビリテーション提供体制加算

リハビリテーション専門職の配置が人員に関する基準より手厚い体制を構築し、リハマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合に加算いたします。

2 入浴介助加算

入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に加算いたします。

3 リハビリテーションマネジメント加算

個別のリハビリテーション実施計画の策定等の一連のリハビリテーションプロセスを実施するとともに、介護支援専門員を通して、居宅サービスを担う他の事業所に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報の伝達を行うなど多職種協働の推進を行った場合に加算いたします。

4 短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に、早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合に加算いたします。

5 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症の利用者に対して短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合に加算いたします。

6 生活行為向上リハビリテーション実施加算

生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対するリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算いたします。

7 栄養改善加算

低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算いたします。

8 口腔機能向上加算

口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算いたします。

9 重度療養管理加算

要介護度3・4・5であって、手厚い医療の必要性の高い利用者を受け入れた場合に加算いたします。

10 事業所が送迎を行わない場合 減算

事業所が送迎を実施していない場合に減算いたします。

11 中重度者ケア体制加算

要介護度3・4・5の割合が一定以上なおかつ看護職員を配置している体制の場合に加算いたします。

12 サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格保有者、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている施設について加算されます。

13 介護職員処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。